**平成２９年度**

**私立学校関係政府予算に関する要望**

平成２８年７月２５日

**全私学連合**

**日本私立大学団体連合会**

**日本私立短期大学協会**

**日本私立中学高等学校連合会**

**日本私立小学校連合会**

**全日本私立幼稚園連合会**

平成２９年度私立学校関係政府予算に関する要望

目　　次

【１】　平成２９年度私立大学関係政府予算に関する要望…………………………… １頁

〔最重点要望項目〕………………………………………………………………………………… 2

１．私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化…………………………………… 2

２．安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化………… 4

３．学生の主体的な学びの推進のための大学教育の質的転換、

多様な人材輩出のための大学改革推進に向けた支援の拡充………………………………… 5

４．地方創生のための支援の拡充………………………………………………………………… 7

５．安全・安心な教育研究環境の実現並びに熊本地震・東日本大震災の復興、

被災学生のための支援の継続・拡充等………………………………………………………… 8

〔重点要望項目〕……………………………………………………………………………………10

１．教育研究の高度化のための支援………………………………………………………………10

（１）私立大学教育研究活性化設備整備事業の充実・強化……………………………………10

（２）教育研究施設設備及び装置の高度化並びに整備充実のための支援……………………10

２．科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援………………………………10

（１）世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援……………………………10

（２）科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化……………………10

（３）国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置……………………………………11

（４）人文・社会科学分野の研究力強化のための支援の拡充…………………………………11

（５）特色ある共同研究拠点整備のための支援の拡充…………………………………………11

（６）若手研究者育成のための支援………………………………………………………………11

（７）リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援……………………………12

３．女性の活躍推進のための支援…………………………………………………………………12

（１）科学イノベーションを推進する女性の理工系人材育成のための支援の拡充…………12

（２）子育てと学業や研究の両立のための支援の拡充…………………………………………12

４．職業実践能力の向上に係る人材育成のための支援…………………………………………12

５．地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援…………………………………………13

６．文化芸術立国に向けた人材育成のための支援………………………………………………13

７．熊本地震・東日本大震災による被災地復興のための支援…………………………………13

（１）私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援……………………………13

（２）原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援…………………………………13

８．エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援………14

※　附属資料【データ編】（別紙）

【２】　平成２９年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望………………… １５頁

１．私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化……………………………… 15

２．私立高等学校等施設設備の整備等に対する補助の拡充強化……………………………… 16

①　私立高等学校等施設の耐震化支援の拡充強化…………………………………………… 16

②　私立高等学校等におけるＩＣＴ環境の整備の促進……………………………………… 16

３．私立中高生徒への就学支援の拡充強化……………………………………………………… 17

①　高等学校等就学支援金制度の拡充強化……………………………………………………… 17

②　私立中学校生徒への就学支援金制度の創設………………………………………………… 17

４．熊本地震被災私立学校・生徒等への支援の拡充強化……………………………………… 17

５．日本私学教育研究所研究事業費等補助の拡充強化………………………………………… 17

【３】　平成２９年度私立小学校関係政府予算に関する要望 ………………………１９頁

１．私立小学校の経常費助成費等に対する補助の拡充強化…………………………………… 19

２．施設整備の耐震化事業、安全対策費等に対する補助の拡充強化………………………… 20

３．東日本大震災の復興等に係る被災私立学校への支援の継続・拡充……………………… 20

４．教員の資質能力向上等のための補助金の拡充・強化……………………………………… 20

５．公的支援施策検討開始要望…………………………………………………………………… 20

【４】　平成２９年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望 ……………………２１頁

Ⅰ．幼児教育の基盤整備・強化をめざして…………………………………………………………… 21

（１）私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充………………………… 21

Ⅱ．子育ての支援充実をめざして……………………………………………………………………… 21

（１）幼稚園就園奨励費補助制度の拡充………………………………………………………… 21

（２）預かり保育や認定こども園等における子育ての支援の推進………………………… 21

（３）ワークライフバランスの推進……………………………………………………………… 22

Ⅲ．安全・安心の確保をめざして……………………………………………………………………… 22

（１）私立幼稚園施設整備費補助制度の充実 ………………………………………………… 22

（２）被災した子どもや家族の心のケアの担い手育成に対する支援 …………………… 22

Ⅳ．個人立・宗教法人立等の幼稚園に対する特別補助制度の創設をめざして…………………… 22

【５】　日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望 ………………………２３頁

【６】　一般財団法人 私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望………………２４頁

**【１】　平成２９年度私立大学関係政府予算に関する要望**

**【要望の基本的考え方】**

**〇グローバル社会、少子高齢社会の今こそ「わが国の持続的発展を支えてきた私立大学」に対する私学助成の充実を**

高等教育機関における教育面への公財政支出は、将来にわたってわが国を支える人材養成に貢献し、研究面への公財政支出と相俟って、わが国の国力の維持・発展に不可欠である。その観点からは、教育に係る経費は、わが国の持続的発展のための社会的コストであり、公財政支出によるその充実は国家の責務である。この点にかかわってＯＥＣＤは、「教育に対する公財政支出が今後どのように変遷するかは、『教育が経済危機からの復興及び経済・社会の発展においてどの程度貢献できるのか』に対する政府の認識によるものと考えられる」と指摘している。

私立大学は、今日、学部学生の約８割の教育を担い、多様な建学の理念のもと、教養、専門、応用を組み合わせた学修課程や、学術・学芸活動、スポーツ、ボランティア、インターンシップ、留学等を通じた教育に力を注ぎ、早くから女性の高等教育に門戸を開いてきた。また、これまでのわが国の持続的発展に量的、かつ質的側面において大きな貢献を果たし続けてきたのは、多様な価値を追求する人材として社会に輩出し続けてきた私立大学である。

労働力、資本や情報が国境を越えて行きかうグローバル社会、他国に類を見ないスピードで進展する少子高齢（生産年齢人口減少）社会にあって、天然資源に乏しいわが国が、今後も持続的発展を遂げるための方策は、多様な価値を追求する“一人ひとり”の生産性を向上させることをおいてほかにない。“一人ひとり”の生産性向上のためには、ようやく50％を超えた４年制大学への進学率のさらなる上昇が望ましく、さらにはその実現を可能にするための私立大学の質的、量的充実が不可欠である。

ＯＥＣＤが2012年に実施した「国際成人力調査（ＰＩＡＡＣ）」の結果は、日本の高等教育の質が高いことを示しており、学部学生の８割の教育を担う私立大学への公財政支出の充実は、極めて効率性の高い公的投資であり、その質と量の伴った充実は「成長と分配の好循環」を支え、「ニッポン一億総活躍プラン」の実現として結実する。

以上を踏まえ、平成29年度政府予算編成に当たっては、教育再生実行会議の『教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）』（平成27年７月）において示された「大学全体の約８割を占める私立大学についても、私学助成の充実など財政的基盤の確立を図りつつ、教育の質的転換のための全学的な体制構築、地域や産業界と連携した教育研究、グローバル化への対応などの教育改革を推進することが必要」を受け、「わが国の持続的発展を支えてきた私立大学」に対する私学助成の充実等が不可欠である。

**〔要望項目の骨子〕**

**１．高等教育に対する公財政支出の低位性の改善**

教育への投資、とりわけ高等教育への投資の経済的・社会的効果は極めて高いにもかかわらず、高等教育段階に対する公財政教育支出の対ＧＤＰ比、高等教育段階における公私負担割合のいずれについても、ＯＥＣＤ加盟国に代表される国際比較におけるわが国の高等教育に係る公財政支出水準の低位性は明らかであり、その改善が急務である。

**２．私費負担依存からの脱却**

わが国は、ＯＥＣＤ加盟国の中でも、「授業料が極めて高額で、学生支援体制が未整備の国」として位置づけられ続けている。教育基本法第４条（教育の機会均等）に照らして、大学への進学希望者が、経済的理由をもって大学進学を断念することのないよう、就学支援制度の創設をはじめとする支援制度の創設が急務である。個人の所得に係る税制上のさまざまな控除の見直しによって得られた財源を教育費支出に充当することや、将来的に消費税収入の一部を教育目的のために支出することができるようにするなど、新たな恒久財源を創出し、重点的に高等教育へ投資することが必要である。

**３．不合理な国私間格差の是正**

多様な価値の追求、“解のない問題”の解決を図っていくことが求められる現代においては、大学に学ぶ学生、学校法人と国立大学法人という設置者のいずれの視点からも、学部学生１人当たりの公財政支出の国私間格差が13.0倍という現状、公財政支出による授業料減免の現状、施設（設備）整備補助の現状に係る国私間“格差”は不合理である。今後の国立大学の機能、果たすべき役割を勘案したうえでの、その抜本的な改善が急務である。

**４．私立大学等経常費補助金の目的の再確認**

私立学校振興助成法により措置される私立大学等経常費補助金は、私立学校の教育条件の維持及び向上、私立学校に在学する幼児、児童、生徒または学生に係る修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の向上を通じた、同法の定める「私立学校の健全な発達」との目的の達成に貫徹されるべきである。「人格の完成」「真理の探究」「新たな知見の創造」を担う大学への政府による税財政政策（公財政支出、税制）は、国家が目指す政策を達成するための“手段”としてではなく、私立大学に対する教育投資の経済的・社会的効果が極めて高いことを踏まえ、私立大学の多様性の伸長による健全な発達そのものを“目的”とした政策として位置づけられるべきである。

【最重点要望項目】

**要望１．私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化**

＜要望事項＞

〇　国私間における格差是正

〇　消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

文部科学省委託調査「教育投資が社会関係資本に与える影響に関する調査研究」（三菱総合研究所〔2010〕）に基づき国立教育政策研究所が試算した結果によれば、「学部・大学院在学期間中の公的投資額」約254万円に対し、公的投資によって生み出される税収増加額及び失業による逸失税収抑制額、失業給付抑制額並びに犯罪費用抑制額は約608万円であり、約2.4倍の効果があるとされている。この調査では、国公私立大学間の公財政支出の格差を無視しているが、この格差を考慮に入れるならば、私立大学生については、１人当たり約71万円の公的投資額で約8.6倍の効果があることになると推測される。

この点について、ＯＥＣＤは「教育の経済的・社会的効果は大きい」「教育投資に対する経済的リターンは特に高等教育段階で大きい」「教育投資の経済的・社会的効果をよく認識し、政策に反映している諸国では、教育を、最低限維持すべき社会インフラとしてのみならず、国家の経済・社会的発展に有効な手段としてとらえ、積極的に取り組んでいる」「国が長期的な成長ポテンシャルを高めるとともに、労働市場のあり方を変えている技術や人口構成の変化に対応しようとするなら、教育への投資は必要不可欠である」「公的資金を教育に振り向けることには、例えば税収の増加など、多くの利点がある」と指摘している。

その一方で、私立大学をはじめとする高等教育機関に対するわが国の公財政支出の現状は、ＯＥＣＤ加盟国に比して極めて脆弱である。とりわけ学校法人が設置する私立大学と、法人化した国立大学に対する学部学生１人当たりの公財政支出については、国立大学218万円に対し私立大学等は17万円（平成26年度）となっており、約13倍の格差が生じているなど、税財政政策（公財政支出、税制）の違いは、私立大学にとっては甘受しがたい、不合理な“格差”となっている。

また、消費税率の段階的な引き上げに関しては、その負担増を学生納付金等の増額によって賄うことが現状の学生や家計負担者の経済状況では困難である。特に購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学においてより問題は深刻であるため、授業料等の非課税収入を中心とする私立大学への経営基盤強化の支援が必要である。

このような背景を踏まえ、国私間の不合理な格差を是正するための方策として、下記の例示による方策を参考に、高等教育費に対する公財政支出のあり方を大胆に変更することを検討すべきである。

①　私立大学の「教育」に係る学生１人当たり費用を国立大学の国費負担額と同程度（学生数61万人強に対し約6,500億円）と仮定し、その２分の１を国費で負担する場合

**私立大学への補助額＝約１兆1,000億円（約7,600億円増）**［6,500億円÷61万人×210万人÷２］

②　私立大学の経常的経費（約３兆1,000億円）のうち「教育」に係る経費を60％と仮定し、その２分の１を国費で負担する場合

**私立大学への補助額＝約9,300億円（約5,900億円増）**

③　国立大学と私立大学の「教育」にかかる経費への公財政支出（約9,900億円〔6,500億円＋3,400億円〕）の範囲で、国立と私立を学生数の比率（２：７）に応じて、同じ水準の負担額（私立は２分の１を国費負担）とする場合

**国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金への約2,900億円の移行**

○国立への国費負担（必要分）　9,900÷（２＋７÷２）×２　　＝3,600億円

○私立への国費負担（必要額）　9,900÷（２＋７÷２）×７÷２＝6,300億円

○私立への国費負担（増額分）　6,300億円－3,400億円　　　　 ＝2,900億円

※6,300億円＝私立大学等の経常的経費の約20％

（注） 国立大学の学生向け教育費を国立大学運営費交付金等（約１兆3,000億円）の約50％として推計

**要望２．安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化**

＜要望事項＞

〇　私立大学生の修学上の経済的負担軽減のための就学支援金制度の創設

〇　私立大学生に対する授業料減免並びに奨学金に係る支援の拡充・強化

〇　日本学生支援機構の奨学事業に係る施策の拡充・強化

高等教育段階における公私負担割合において、わが国は公財政教育支出の割合が低く、私費負担に依存していることはＯＥＣＤも繰り返し指摘している。わが国の公財政割合は34.3％にとどまっており、ＯＥＣＤ各国平均（69.7％）の２分の１以下である 。この点について、わが国の租税負担率が低いことの裏返しとして、私費負担率が高い現状を説明する意見もあるが、租税負担率が30％以下の日本、アメリカ、韓国、スイス、スロバキア、チリ並びにメキシコの７か国を比較しても、高等教育段階に対する公財政教育支出の対ＧＤＰ比においても日本は最下位である。

私立大学はこれまで、経常的経費に対する補助率が低下の一途を辿るなか、懸命な自助努力により、人件費の伸び率を抑制してきた。その一方で、教育研究経費を増加させ、さらには授業料の上昇の抑制に努めてきた。しかし、わが国の経済成長が停滞傾向にあるなか、余裕をもって学費を支出できる家庭と、生活することだけでも困難な家庭とに二極化する傾向が顕在化しつつある。近年、私立大学に入学する学生のうち、低所得世帯の学生割合が上昇傾向にあり、経済的に修学支援が必要となる学生が増加している。教育費に係る家計を中心とする私費負担の増大傾向がこのまま放置され続ければ、大学進学希望者の意欲や能力を蔑ろにしたまま、大学進学希望者の住む場所や、保護者の経済力の違いに起因する大学進学機会の不均等化がこれまで以上に顕著となっていくことが懸念される。

また、私立大学は、授業料に関する国私間格差を是正することを主目的として、寄附金等を原資として大学独自の奨学金や授業料減免の制度を設けるなど、不断の努力を重ねてきている。しかしその一方で、日本学生支援機構の「学生生活調査」によれば、国立大学生の家庭の年間平均収入額が、私立大学生のそれを上回っているとの結果がみられる。

しかし、授業料減免等をはじめとする学生の修学上の経済的負担軽減に係る国による支援の現状は、国私間において顕著な格差がある。平成28年度予算では、私立大学は経常費補助において約86億円が措置され、学生総数約200万人のうち約4.5万人（約２％）が補助対象であるが、国立大学は約320億円が措置され、学生総数約60万人のうち約5.9万人（約10％）の学生が対象となっている。平成26年度の実績ベースではさらにその差は大きく、私立大学は約3.8万人（1.8％）の学生しか補助対象となっていないにもかかわらず、国立大学は延べ人数で約18.1万人（29.6％）の学生が減免されている。授業料減免措置は「私学助成」という枠組みの中で措置されていることから２分の１補助という制約に服しており、このことが国立大学との格差を拡大する要因となっている。学生の修学上の経済支援は、大学の設置形態にとらわれることなく、学生個々人の能力や経済的状況に応じたものとする必要がある。

教育の経済的・社会的効果は、私立と国立という設置形態による違いはなく、公共に対する還元及び本人の得る利益にも差がないとすれば、学生に対する経済的修学支援において、当該学生が学ぶ設置形態の違いによる現状のような格差があってはならない。意欲と能力のある学生が経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備するためには、大学による自助努力とともに国によるさらなる支援が不可欠である。

そこで、私立大学と国立大学における学生間の修学上の格差是正、そして、意欲と能力のある私立大学の学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、高等教育についても「高等学校等就学支援金制度」と同様の新たな就学支援金制度の創設を要望する。

また、私立大学の奨学費支出に占める公財政支出の割合は7.4％（平成26年度実績）と極めて低いことから、私立大学の独自の奨学事業の取り組みに対する国の支援制度の拡充、とりわけ私立大学等経常費補助金による授業料減免等に係る支援における家計基準の収入金額制限や、卓越した学生の対象人数の制限について、その撤廃もしくは緩和を要望する。また、独立行政法人日本学生支援機構の奨学事業に係る施策において、真に経済的支援を必要とする学生のための給付型奨学金の創設とともに第一種奨学金（無利子）及び所得連動返還型無利子奨学金制度の拡充を要望する。

なお、これらの検討に際しては、現行の公財政支出による授業料減免制度や奨学金制度全般を見据えたうえで、給付型奨学金制度における対象者、給付方法、財源の配分等につき、国私間格差を是正する方向性をもって、検討されることを強く求めたい。

**要望３．学生の主体的な学びの推進のための大学教育の質的転換、多様な人材輩出のための大学改革推進に向けた支援の拡充**

＜要望事項＞

〇　アクティブ・ラーニング等の教育方法やＩＣＴ環境整備等、教育の質的転換を図る取り組みへの支援

〇　新たな教育方法に係る専門的知識を有する人材の確保や授業時間内外に学生の学修活動を支援するスタッフとしてのラーニング・アシスタント制度の整備に対する支援

〇　教員１人当たり学生数（ＳＴ比率）改善に向けた取り組みへの支援

〇　私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的な評価による入学者選抜の拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

〇　少人数授業や双方向授業を実施する学習施設や図書館機能を強化するための教育施設整備に係る支援

〇　障害を持った学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

〇　生涯学習、グローバル化、教員養成、課外活動（スポーツ活動等)等に係る支援の拡充

中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月)の提言のように、これからの厳しい時代に生きる子供たち一人ひとりが、希望に満ちた幸福な人生を実現しながら、社会の持続的な発展に貢献する人材となるためには、知識の量だけでなく、自ら問題を発見し、他者と協力して解決していくための資質や能力を育む教育を強力に推進する必要がある。

そのためには、私立大学が建学の精神の特色を活かし、一体的に策定されたアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーのもと、入学から卒業まで一貫した体系的な教育内容を編成し、大学教育の質的転換に向けた取り組みを推進する必要がある。その目的を達成するため、学生の主体性・協働性を育むアクティブ・ラーニングの推進、学修成果の把握・評価による教育内容・方法の改善、教育の質的転換を支える人材配置・育成、少人数指導を可能とする教員１人当たり学生数（ＳＴ比率）の改善、図書館の機能強化等、多様な学修の場の整備に対する国の財政支援の拡充を要望する。

また、私立大学においては、これまでのキャンパス内においてのみ帰結していた知識伝授型教育の偏重からの脱却を図り、豊かな人間性とより主体的・能動的に問題を発見し、課題を設定する探求心の涵養のためのキャンパス外における“学びの場”の提供に努めている。フィールドワーク型授業、サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験、さらにはボランティアやクラブ・サークル活動などの取り組みは、学生の学びへの動機づけを強めるとともに、キャリア教育の側面でも高い教育効果を生み、地方創生にも貢献している。こうした高い教育効果を有する新たな活動は授業時間外でも積極的に展開されていることから、授業時間内外に学生の学修支援に当たるスタッフであるラーニング・アシスタント制度の整備に対する国の財政支援を要望する。

さらに、私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的な評価による入学者選抜の拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・強化への支援を要望する。

加えて、平成28年４月から障害者差別解消法が施行され、一億総活躍プランにも「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者等の活躍支援」が掲げられている。私立大学においても、障害を持った学生の修学機会を保障するため、学生それぞれのニーズを踏まえたきめ細かな修学支援を実施することが不可欠であり、そのための国の支援の一層の充実を要望する。

また、日本私立大学団体連合会でまとめた『私立大学アクションプラン』（平成25年７月）に示す私立大学の大学改革を強力に推進するため、特に以下の取り組みに対する支援の拡充を要望する。

**（１）何度も学ぶことのできる生涯学習の推進のための支援の拡充**

国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことが可能で、再チャレンジの機会を提供する「学びの社会」を形成するとともに、わが国の政治、経済、文化等のあらゆる分野において最新の情報や高度な知識・技能を活用したイノベーションの創出によって経済社会の基盤を構築していく必要がある。その重要な役割を担うのが高等教育であり、わが国最大の資源である優れた人材を育成する高等教育に対する公財政支出の拡大が必須である。多様で特色ある教育プログラムを有し、全国各地に設置されている私立大学の生涯学習や社会人教育の取り組みに対する支援の拡充を要望する。

**（２）グローバル化推進のための支援の拡充**

国公私立大学の学部全体における外国人留学生数の割合（平成27年度）を見ると、私立大学は86.3％、外国人教員の受け入れにおいては60.1％を占めており、私立大学はこれまでも世界に開かれた大学を目指し、教育研究のグローバル化に向けた取り組みを先導・推進してきた。今後、若者がさらに広く世界に目を向け留学の気運を醸成し、世界に伍して競う大学の教育環境を整備するため、人類社会を牽引するような人材の育成、グローバル化を推進する教育環境の整備、海外、特に短期交流を含めた大学間交流の促進、留学生等に対する私立大学の取り組みへの支援の拡充を要望する。

また、優れた外国人留学生を受け入れる制度である国費外国人留学生制度のうち、大学推薦においては、各大学が学費を負担するものとされている一方、大学収入の一部となる私立大学等経常費補助金における「留学生に対する授業料減免」の補助要件である選考方法・選考基準に「経済的に修学が困難であること」が付加されており、私立大学における優れた国費留学生の受け入れを困難にしている実態があることから、私立大学等経常費補助金の補助要件からの経済的な条件の撤廃を要望する。

**（３）教員の養成、資質向上のための支援の拡充**

私立大学は、教職課程のあり方について、地方公共団体や学校等と連携・協働しながら「教職実践演習」をはじめとする理論と実践を架橋するカリキュラムを編成するなど、授業方法等の開発と工夫に努めている。しかし、この取り組みは、人的にも物理的にも大学の負担が多大であるため、国の支援が急務である。

建学の理念に基づく私立大学の独自性・多様性は、社会の変化に対応する教員養成の観点から重要な意味を持つため、教員の資質向上と待遇改善に向けた環境整備と人件費における国の支援の拡充を要望する。

**（４）課外活動（スポーツ活動等）等の取り組みへの支援の充実**

平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、オリンピック・パラリンピック教育をはじめスポーツ活動の普及・振興に対する気運を高め、強化していくことが求められている。

わが国のスポーツ文化を支えてきた私立大学は、これまでほとんど国の支援を得ることのない状態であったが、国の支援なくして今後の発展は期待できない。基盤的経費への支援とは別に、スポーツ関係予算を拡充する中で私立大学に対するスポーツ教育をはじめ指導者の育成など、スポーツ活動を通じた地域社会との交流、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動とともに、東京オリンピック･パラリンピック競技大会支援のためのボランティア活動等への取り組みに対する支援を要望する。

**要望４．地方創生のための支援の拡充**

＜要望事項＞

〇　地方の活性化に貢献する人材の育成のための支援の拡充

〇　地方の知の拠点形成のための環境整備への支援の拡充

〇　地方の企業や地方公共団体等との連携による取り組みへの支援の拡充

〇　所在地や規模の区別なく私立大学が果たす社会貢献に着目した社会貢献係数（仮称）の

私立大学等経常費補助金への導入

地方の人口減少とともに地域経済が縮小され、このままでは国全体の活力は失われる可能性がある。地方を活性化するのは「人」であり、「人材の育成」こそが地方創生のエンジンとなり得る。私立大学の約６割は大都市圏以外に設置しており、地方に貢献する人材育成や地域社会のニーズに対応した教育プログラムを実践している。

国は、教育再生とともに地方創生を最重要課題として掲げており、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月）に係る施策実現のためには、観光資源の開発や産業技術等に貢献する人材育成が重要であり、その中心的役割を担う私立大学に対し、社会や地域の貢献度を考慮した支援をすることが不可欠である。また、私立大学を地方社会変革の核として位置づけ、これまでに蓄積した知的資産を活用するための地方の知の拠点形成（文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」「私立大学等経営強化集中支援事業」）を引き続き支援していくことが肝要である。

さらに、大都市圏に設置する私立大学においても地方創生に係る役割は大きく、地方の人口減少の抑制に向けた卒業生の地元への就職支援をはじめ、地方に設置する教育･研究施設等を通じた地域産業振興への貢献、イノベーション技術革新の推進、地域医療等、地域固有の人材ニーズへの迅速な対応などに多大な貢献をしている。

これまでも各地方と私立大学との連携は、従来おおむね個別的な取り組みとして展開されてきているが、私立大学と地方企業、私立大学と地方公共団体、私立大学と私立大学など、多主体間の連携基盤を強化する取り組み、さらには現場での課題解決型学習の機会をさらなる拡充を目指した地方での安心な学び、大都市圏と地方の学生が交流するための宿泊機能を伴う教育施設の整備等、学修環境の充実も必要であり、そうした私立大学による地方創生の取り組みに対する国の支援を要望する。

私立大学には、公財政支出に係る国私間格差を抱えながら、自助努力により一定の規模を保つことでスケールメリットを活かした多様な教育研究活動を展開する大学がある一方で、規模の拡大は抑えつつ、唯一無二の特色ある教育研究活動を展開する大学があるなど、個々に立地する地域のもとでの教育研究活動の推進や人材育成を通じた社会貢献の形がさまざまであることを踏まえつつ、そうした多様な取り組みを支援するための社会貢献係数（仮称）の私立大学等経常費補助金への導入は一考に値するといえよう。

**要望５．安全・安心な教育研究環境の実現並びに熊本地震・東日本大震災の復興、被災学生のための支援の継続・拡充等**

＜要望事項＞

〇　平成28年度までの時限措置となっている耐震改築の補助制度の延長

〇　耐震改築、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正

〇　私立大学に係る局地激甚指定の補助対象化等の実現

〇　激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料等減免措置の継続・拡充及び給付型奨学金制度の創設

国立大学の耐震化は平成27年度でおおむね完了するのに対し、私立大学施設の耐震化率は約87.6％（平成27年５月現在）にとどまっており、その完了には、平成28年度当初予算事業完了後を見込んでも、なお2,000億円以上の予算措置が必要となると推計されている。

学生の生命・健康・安全を確保する施策において、国立大学と私立大学との間に差を設けることがあってはならない。共にわが国の将来を担う重要な人材であり、私立大学の施設は公共財である。平成28年度までの時限措置となっている耐震改築の補助制度について、耐震化のスピードを鈍化させないためにも補助制度の延長が必要である。私立大学の教育研究施設の耐震改築・改修事業に対する助成措置の一層の拡充を要望する。

また、災害復旧事業において激甚災害指定（本激）の場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（第17条）により、私立学校施設についても復旧費の２分の１の国庫補助を受けられるが、国立学校施設は３分の２が補助されることとなっており、国私間において格差がある。また、局地激甚災害指定（局激）の場合の私立学校施設への補助は同法の適用措置の対象外となっている。局激指定の際の補助対象化の実現とともに、本激、局激のいずれにおいても国立大学に対する措置を踏まえた嵩上げ措置など国の支援を強く要望する。

平成28年４月に発生した熊本地方を中心とした度重なる地震は、未だ終息宣言もなく不安な状況が続いており、被災地域の復旧・復興が急がれるとともに、東日本大震災の発生から５年余りが経過した今なお復旧・復興は道半ばである。被災地の学生の修学環境は大きく損なわれており、特に被災した私立学校の学生等が安心して学修を継続できるよう、授業料等減免措置の継続・拡充とともに、新たな修学支援措置として給付型奨学金制度の創設等を要望する。

【重点要望項目】

**１．教育研究の高度化のための支援**

大学の施設・設備は公共財としての性格を有するとともに、教育研究活動の発展の基盤であることから、たえず整備・充実とさらなる高度化が求められる。

**（１）私立大学教育研究活性化設備整備事業の充実・強化**

私立大学が建学の精神と特色を活かした人材育成機能を発揮し、それぞれの大学での教育改革が一層進展するよう、定額補助の設備整備支援として措置された私立大学教育研究活性化設備整備事業の充実・強化を図る必要がある。

**（２）教育研究施設設備及び装置の高度化並びに整備充実のための支援**

私立大学の多様で特色ある教育研究の推進に応え、努力している私立大学にインセンティブが働くよう、特に私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助及び私立大学等研究設備整備費等補助金（教育基盤設備）において、補助率の充実（２分の１から３分の２に改定）を図るとともに、教育研究拠点の裾野を広げる観点から、大学に配分される国の公募型資金と連動した採択方式とするなど、弾力的な執行を可能とする措置を講じる。

**２．科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援**

科学技術イノベーションの基盤的な力の強化については、「第５期科学技術基本計画」や「科学技術イノベーション総合戦略2016」において、人材育成や大学の改革・機能強化を中心とした強化策が掲げられている。それらの取り組みを推進し、基盤的な力の強化を実現していくためには、私立大学のさまざまな分野における特色に溢れた多様な教育研究を源泉とすることが不可欠である。

私立大学が、科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に取り組むための支援の拡充を図るとともに、私立大学の地域貢献、国際化、教育研究の高度化を目的とした大学改革を加速する競争的資金の維持・拡充を要望する。

**（１）世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援**

国際競争が激化するなかで、イノベーションの連鎖を生み出す環境を整備するためには、新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる高度な専門知識と幅広い応用力を持つ人材の育成が重要である。

イノベーション人材育成の中核的な役割を果たす大学院段階、特に社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に目的を特化した専門職大学院において、分野や事業規模の大小を問わず、最新の情報や高度な知識・技能を活用し世界で活躍する人材育成に向けた質の高い教育研究活動を行う私立大学への重点的な支援が必要である。

また、産業界をはじめ広く社会で活躍できる新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、国内外の産業界や研究機関との組織的連携の下、世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院（仮称）」の形成を目指す私立大学への支援が必要である。

**（２）科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化**

将来のイノベーションを創出する基幹的な研究費である科学研究費助成事業は、既存の分野の枠を超えた異分野融合や新分野の研究の芽を育み、研究者の自由な発想に基づいた基礎から応用までのあらゆる分野を対象とする唯一の制度であり、そのさらなる拡充が必要である。その際、新規採択率の目標（30％）の達成を目指すとともに、大学との連携を図りつつ、平成30年度公募から実装される審査システムの抜本的見直しに向けた改革を加速（学術の挑戦性の追求に対する支援の強化等）することが必要である。また、科研費の基金化は、複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に全種目を完全基金化する必要がある。

**（３）国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置**

研究成果の持続的創出に向けて、分野融合、国際展開や産学連携等の推進ための持続的な研究環境を整備するため、国のすべての競争的研究費について、間接経費を適切に措置（最低30％）することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とするなど競争的研究費改革を進める必要がある。

**（４）人文・社会科学分野の研究力強化のための支援の拡充**

私立大学が有する多様な建学の理念に基づいて実践される、個性や特色に溢れた人文・社会科学分野の研究力をより一層向上させることが必須である。社会を牽引するイノベーションの創出のための研究力の向上はもとより、諸科学の調和ある発展（知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など）を目指し、人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究プロジェクト等の諸施策に対する支援の拡充を図る必要がある。

**（５）特色ある共同研究拠点整備のための支援の拡充**

私立大学の多様な建学の理念に基づき設置された、研究ポテンシャルの高い研究所を学外の研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、異分野融合による新たな学問領域の創出を図ることが不可欠である。しかし、私立大学の当該事業に対する国の支援は国立大学に比して不十分といえる。わが国の研究力をより一層向上させる観点から、私立大学の研究ポテンシャルを最大限に活用することが可能となる特色ある共同研究拠点の整備に対する支援について、国立大学の環境整備とともに、より一層の支援・拡充が必要である。

**（６）若手研究者育成のための支援**

天然資源に乏しいわが国にとって、科学技術と人材こそが資源である。研究者のキャリアパス確立に向けた取り組みとともに、博士課程の学生や若手研究者が海外で研究従事した後の帰国後のポストの確保など、若手研究者にとって将来展望が描けるような環境整備の促進が必要である。

このため、研究者としてのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者が自立して研究に専念できる支援が不可欠なことから、「特別研究員事業」「海外特別研究員事業」、テニュア・トラック制や優秀な若手研究者が独立した環境で挑戦できる機会（卓越研究員制度）の普及・定着を図るとともに、所属組織の一員として国際共同研究に取り組む「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業」など、優れた若手人材の育成環境の整備を拡充する必要がある。さらに、産業界へのキャリアパスを拡大・促進するための制度（年俸制やクロスアポイントメント制度）の導入により、新たな価値を生み出して課題解決できる研究者を産学が協働して育成する取り組みへの支援が必要である。

**（７）リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援**

大学の研究現場において、研究活動の活性化や大学の研究マネジメントの強化のため研究者とともに競争的資金の申請、採択後の進行管理、知的財産の管理・活用等の研究マネジメントを総合的に行うことにより、研究者における専門人材が強く求められている。こうした専門人材を活用し、大学の研究推進体制の充実・強化を図るため、大学の規模や研究分野にも配慮しつつ、研究開発に知見のある人材をリサーチ・アドミニストレーターとして育成・確保するための支援の拡充を図る必要がある。

**３．女性の活躍推進のための支援**

人口減少社会を迎えるわが国において、社会の活力と国際競争力を維持・強化するとともに、私立大学の教育研究活動を活性化するためには、多様な視点や発想を取り入れることが可能であり最大の潜在力である女性の活躍を推進することが重要である。

**（１）科学イノベーションを推進する女性の理工系人材育成のための支援の拡充**

科学技術イノベーションを推進するための理工系に進学する女性への奨学金や授業料免除などによる経済的支援、理工系女性を一貫して支援するための体制づくりのための支援が必要である。

**（２）子育てと学業や研究の両立のための支援の拡充**

女子学生や女性研究者が安心してその能力を最大限発揮し、活躍できる環境整備のためには、研究と出産・子育て等のライフイベントを両立するための研究サポート体制の整備等への取り組みに対する支援の充実とともに、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援のための研究奨励金等の給付の拡大を要望する。

**４．職業実践能力の向上に係る人材育成のための支援**

　　これまで私立大学は、社会経済の変化に伴う質の高い専門知識と技術の習得を重視した専門職業人を育成し、わが国の経済成長や労働生産性の向上を支えてきた。

現在、サイバーセキュリティ、ＡＩ、ビッグデータなどの情報技術を高度に活用して、社会の具体的な課題を解決することのできる人材の育成は、わが国の極めて重要な課題であり、大学教育における実践的な教育の推進に加え、社会人（現役のＩＴ技術者等）の学び直しを推進するための支援を図ることが重要である。

なお、日本の未来をけん引する若者を大学と産業界が「共に育てる」という観点から、キャリア教育の一環として行われるインターンシップに関連しては、産官学において、学生の職業観の醸成や新たな学習意欲の喚起等といった本来の目的を損ないかねないワンデイ・インターンシップ等の課題を含め、そのあり方を再確認し、支援する必要がある。

また、現在、制度化に向けた検討が進められている専門職業人養成を目的とした「新たな高等教育機関」に対する財政措置は、現行の大学・短期大学を対象とする私学助成の枠内において措置されるようなことがあってはならない。現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設は、新たな高等教育機関の充実・発展、現行の私立学校振興助成法が定める同法の目的の貫徹のためにも不可欠である。

**５．地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援**

　　わが国の少子・高齢化問題は今後ますます深刻化し、介護問題やがん医療、地域医療の充実・高度化は社会ニーズとともに喫緊の課題である。質の高い医療人育成の推進を図るため、特色あるプログラムへの支援を拡充する必要がある。

**６．文化芸術立国に向けた人材育成のための支援**

　　わが国のグローバル化を推進していくためには、私立大学が構築してきた多様で重層的な知的資産を活用し、わが国の歴史や伝統に基づいた文化を継承する人材の育成が重要である。

　また私立大学は、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源としても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日本文化を世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のための私立大学の取り組み等に対する支援の拡充を図る必要がある。

**７．熊本地震・東日本大震災による被災地復興のための支援**

　　熊本地震・東日本大震災では、被災地域の私立大学が震災直後の避難住民の受け入れを図るとともに、震災後は復興に向けたボランティアセンター等として、地域における重要な拠点の役割を担い、防災や復旧・復興を支えてきた。数多く全国的に設置する私立大学を中心に、今後の災害に備え拠点機能を強化していくとともに、被災地から未来型の教育モデルづくりや防災教育を推進し、全国に共有していくことが重要である。

**（１）私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援**

**①地域コミュニティの防災拠点としての機能強化のための支援**

私立大学等の高等教育機関は、災害時には地域コミュニティの防災拠点としての役割も担うことから、教育研究施設以外の施設の耐震化をはじめ、備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等配布用備蓄品の購入に対する支援等、防災拠点機能を強化するための取り組みに対する支援を図る必要がある。

**②被災地域における大学の地域復興センター、コンソーシアムの機能整備のための支援**

これまで、被災地のニーズに対応した取り組み（コミュニティ再生、産業再生、復興の担い手育成、医療再生、ボランティア活動など）について、被災地域の大学の知的資源を活用しつつ推進する地域復興センターや地域コンソーシアムに対し支援が実施されてきた。この産官学連携機能を一層強化できるよう継続的な支援が必要である。

**（２）原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援**

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県を中心に多くの住民が住み慣れた場所を離れ、今なお避難生活を続けている。そのような状況下において、地域復旧と再生を地元の地方公共団体とともに担い、活動を続ける周辺地域の私立大学に対し特段の支援措置を講じる必要がある。また、原子力災害の一刻も早い収束に向け、国公私立大学の枠組みを超えて、原子力分野の研究者の結集を図り、原子力災害の収束に向けた取り組みや安全性確保に関する研究（除染の研究を含む）、メンタルケアを行う人材の養成等に全力を注ぐべく適切な支援措置を講じる必要がある。

**８．エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援**

わが国全体のエネルギーの長期的な安定確保と気候変動問題への対応は、わが国のみならず世界にとっての喫緊の課題である。安定的なエネルギー供給と低炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギー普及の大幅な拡大に向けた技術革新のための研究開発等の取り組みを促進する必要がある。

このため、再生可能エネルギー技術に関する研究開発とともに、再生可能エネルギーをはじめ温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギー設備の積極的な導入に対して、財政支援の拡大を図る必要がある。

**【２】　平成２９年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望**

わが国は、少子高齢化による人口減少社会に移行しつつあります。その中で、今後とも持続的成長を図るためには、将来を担う子供たちに、社会の変化に対応できる知識や能力を身につけさせることが必要であり、教育現場にとっては、「教育再生実行会議」の第９次に亘る提言をはじめとする「提言」や「改革」に的確に対応して行くことが、喫緊の課題となっています。

このような状況の中、私立学校は、それぞれが建学の理念に基づく特色ある教育を堅持し、一方で、学校教育を取り巻く環境の変化に対応しつつ、先進的な教育の展開等を通じて、わが国の公教育の一翼を担っています。

しかしながら、各私立学校とも財政的には自ずから限界がある上に、高等学校等就学支援金制度の実施以来、授業料の改定もままならず、公私間の学納金の負担格差はむしろ拡大しているとも言える状況であり、一層厳しい局面に立たされています。

つきましては、わが国の私立学校が、新たな教育改革等に伴って必要とされる教育環境の整備を着実に実施し、子供たち誰もが、それぞれの個性と能力に応じて選択出来る学校となるよう、平成２９年度政府予算の編成に当たっては、私立学校教育の振興に係る以下の事項について、格別のご高配をお願い申し上げます。

**〔要望事項〕**

**１．私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化**

【平成28年度予算額】

〔私立高等学校等経常費助成費等補助金：1,023億4,900万円〕

私立高等学校等は、公教育機関としてわが国の国民教育を担い、幾多の有能な人材を輩出し、国の発展に寄与してきました。

国は、私立学校の健全な発展を支援するため、私立学校振興助成法に基づき、都道府県による経常費助成事業への補助を実施し、教育条件の維持向上、生徒等の経済的負担の軽減、学校運営の健全性の向上を図ってきました。

同法施行から４０年余を経た今日、私立高等学校等の経常的経費に占める私学助成の割合は、経常的経費の２分の１助成の目標にはほど遠く、未だ３割程度に止まっています。

私立高等学校等が、この上さらに、国の進めるグローバル人材の育成などに向けた新たな教育への経費を捻出するには授業料等の増額に拠る他はありませんが、現下の学納金の公私間格差の下では、それも難しいと言わざるを得ません。

つきましては、私立高等学校等経常費助成費等補助金が、広く私学振興に対する国による包括的な支援として、教育内容全般の改善に資するものであると同時に、私学教育に対する国の姿勢を示す指標となることを踏まえ、大幅な拡充強化を強く要望いたします。

また、国の進める教育改革等に対応して行くには、学校現場での教育体制の整備や改革に係る経費は増大する一方であり、例えば、アクティブ・ラーニング等を推進するために必要となる教員の増員や、新しい教育を主導する教員の研修等に係る経費等の増についても特別補助制度の拡充強化をお願いいたします。

**２．私立高等学校等施設設備の整備等に対する補助の拡充強化**

【平成28年度予算額】

〔私立高等学校等施設高機能化整備費補助：17億9,780万円〕

〔私立高等学校等ＩＴ教育設備整備推進事業：12億 260万円〕

〔私立学校施設高度化推進事業費補助：15億8,750万円〕

**①　私立高等学校等施設の耐震化支援の拡充強化**

学校施設等の耐震化は、次代を担う子どもたちの生命を守り安全を確保するための最優先課題であり、耐震化実現に向けた支援は、設置者、学校種、行政所管の別に拘わらず、国の責務として実施されるべきであります。

今般の熊本地震を例にとって申し上げれば、激甚災害に指定された場合の災害復旧費に対する補助率は、公立学校が３分の２であるのに対し私立学校は２分の1とされているなど、格差が放置されています。

つきましては、全国の私立高等学校等施設の耐震化を一日も早く完了させるため、補助額の大幅な増額とともに、補助率の国公立学校との同水準化を含め、補助内容等の拡充強化を強く要望いたします。

また、平成２８年度までの時限措置とされている耐震改築補助制度の継続、延長をお願いいたします。

さらに、私立高等学校等の耐震化の進捗を阻む要因の一つとなっている震災復興、東京オリンピック関連の建築資材の高騰や建築事業者の不足等による経費増分を補填する補助制度の導入や、建築関連企業等に対する学校施設の耐震化工事の優先的実施の要請についても、ご検討をお願いいたします。

**②　私立高等学校等におけるＩＣＴ環境の整備の促進**

今後の、わが国の成長を牽引する人材育成には、先ずは、公教育においてＩＣＴの基本となる知識や技能の基礎を修得させることが必要であり、そのためには各学校のＩＣＴ環境の改善充実が急務となっています。

これらに対応するには、現行の私立高等学校等ＩＴ教育設備に係る補助額では甚だ不十分であり、現在、検討が進められている新学習指導要領においても、ＡＩ（人工知能）時代に対応できる人材の育成に向けて、学校教育における情報化等の一層の推進が必要とされていることも見据え、補助額の大幅な増額を強く要望いたします。

さらには、新たな教育の共通の基盤となるＩＣＴ環境の整備にあたっては、公私の区別なく、公教育を担う学校に対しては、所要の経費を全額国で負担する等の新たな仕組みについて検討をお願いいたします。

**３．私立中高生徒への就学支援の拡充強化**

**①　高等学校等就学支援金制度の拡充強化**

【平成28年度予算額】

〔高等学校等就学支援金等：3,679億7,270万円〕

現在、私立高等学校生徒への就学支援金は、低所得者世帯への加算措置により支援の拡充が図られていますが、支援金の基本額は制度発足当時の公立高校の授業料相当額のままであり、公立の大半は無償となっているのに対し、私立では依然として生徒等が学費を負担しています。

つきましては、公私間での負担格差是正に資するため、私立については、支援金の基本額である１１８,８００円を増額するとともに、加算措置限度額(年収５９０万円)の引き上げを強く要望いたします。

**②　私立中学校生徒への就学支援金制度の創設**

　現在、私立中学校に学ぶ約２５万人の生徒には、地元の公立中学校への就学指定を自ら辞退したことを主な理由として、機関助成である私学助成を除き、国による奨学金や授業料負担の軽減等の公的支援制度は一切設けられていません。

　　一方で、同様に就学指定を自ら辞退した国立や公立中高一貫校の中学校の生徒は、教育基本法等の規定に基づく法律措置により「授業料無償」とされています。

つきましては、文部科学省の「中高一貫教育Ｑ＆Ａ」中の中高一貫教育制度の趣旨・目的に示されているとおり、保護者や子供たちにとって、私立中学校が、国公立の中高一貫校と並んで、中高一貫教育の選択肢として実質的に役割を果たせるよう、私立中学校の生徒に対する公費による就学支援金制度の創設を強く要望いたします。

**４．熊本地震被災私立学校・生徒等への支援の拡充強化**

　　学校施設は、教育のために必要不可欠の基盤であるとともに、災害の際には地域住民にとって実際上の避難場所となるなど、有用な公共施設であります。今般の熊本地震では、私立中高の施設だけでも１００億円を超える甚大な被害が発生しており、それらの復旧、復興はそこに学ぶ生徒等だけでなく、地域住民にとっても急務となっています。

つきましては、今般の地震によって被災した私立学校の復旧復興について、東日本大震災の例に倣って、国公立学校に対する措置と遜色のない復旧支援を実施するよう、激甚災害法に定める補助率の公私同率への改正等を含め、私立学校に対する学納金減収分の補填、被災生徒等への授業料等減免措置に対する支援等を強く要望いたします。

**５．日本私学教育研究所研究事業費等補助の拡充強化**

【平成28年度予算額】

〔日本私学教育研究所補助金：1,985万円〕

日本私学教育研究所は私立学校教育の研究とともに、初任者研修をはじめ１０年経験者研修や英語指導力向上研修などの私立学校教員を対象とする多様な研修事業を実施しています。

国は、これらの事業等の経費の一部を補助していますが、全国の私立高等学校等の教員を対象とする研修等に係る経費に対する補助としては、その額は余りに少なく、同補助金の大幅な拡充強化を強く要望いたします。

また、私立高等学校等の教員が国の進める高大接続改革や新学習指導要領に対応して、アクティブ・ラーニングの視点に立ったＩＣＴ活用指導力や理数教育力を向上できるよう、同研究所の新たな研修事業への補助の創設等を含め、同補助制度の拡充強化の検討をお願いいたします。

**【３】　平成２９年度私立小学校関係政府予算に関する要望**

日本私立小学校連合会が誕生して、既に75年になります。第二次世界大戦開始直前に「国民学校令」が発令され、全ての私立小学校が一瞬にして廃校となる非常事態になりました。個々の私立小学校では決して解決できない絶体絶命の土壇場で、この事態を乗り越えるために、わずかな数の私立小学校が結束団結して我々の日本私立小学校連合会を発足させました。

私立小学校は、それぞれの創立者が自身の理想達成のための一手段として設立してきたので、それまでは相互に力を合わせる必然性がありませんでした。しかし、時代の流れの中で、力を合わせて対応することが必要になったのです。

今は、会の創立当初とは時代は大きく変わりました。しかし、教育界においては、当時とは異なる難題がたくさん生まれてきています。いつ何が起きるかわからない世界情勢や、大きな自然災害への対応方法、多様性のある教育実践への取り組み、心のホームレスとでも言えるような家庭生活をしている児童や、アレルギーをもつ児童の増加、今後の道徳教育の取り扱い方など、かつてはなかったような問題が山積しています。

私立小学校数は、全国の小学校数に対して1.1％にしかなりません。もちろん、日本私立小学校連合会も非常に小さな組織です。しかし、小さいからこそできる大きな仕事はたくさんあります。それぞれの学校が異なる創立の精神をもって特色ある実践方法を行っていることからこそ、現代的な複雑な問題を抱えた教育界において、全国の私立小学校が力を合わせることで、多様性のある教育の実践や、問題解決の糸口を探し出すことができるのです。

日本私立小学校連合会に加盟する188校は、学校同士のつながりだけではなく、それぞれの私立小学校に勤務する教職員が、私学人としての自覚をもち、お互いに協力結束して研究や研修に取り組んでいます。そして、すべての教職員は、子どもたちが大人になりそれぞれの場所で活躍をする時代にまで視線を向けて、新たな日本の小学校教育の構築をめざしています。これからも、小さくても日本の教育にとって大きな意味をもつ、日本私立小学校連合会であり続けます。

　現在、わが国では「日本の将来を担う子供たちの教育の再生は、国の最重要課題」とし、

法令改正や新たな施策が次々と実施に移されていますが、私立学校が国の主導する施策に自力で対応するには自ずと限界があります。公教育を担う機関として必要とされる教育環境の整備と教育活動が充分に成し得ますように以下の事項について、格別なご高配をお願い申し上げます。

**〔要望事項〕**

**１．私立小学校の経常費助成費等に対する補助の拡充強化**

　　引き続き経営基盤強化のため公私間の公費支出格差の是正（公私間格差3倍の是正）を求めます。助成水準の低下は結果として授業料納付金などの上昇を招きかねません。公私間格差の是正は必要不可欠であります。特段のご高配をお願いいたします。

**２．施設設備の耐震化事業、安全対策費等に対する補助の拡充強化**

耐震化事業への国の補助内容が国公立学校と同水準に引上げられることを要望します。今や断層がある限り、どこでも想定外の地震発生の可能性があるといわれます。私学にも防災機能強化、生命安全確保のための充実した安全対策補助を要望します。

**３．東日本大震災の復興等に係る被災私立学校への支援の継続・拡充**

平成27年度末で終了した集中復興期間以降、5年間（復興・創生期間）の復興事業の中で、除染終了後の汚染土を学校敷地内からどう撤去するのか。早急に方向を示し、実行に移すことを願うと共に在籍児童減による収入減などに対して更なる支援を要望します。

**４．教員の資質能力向上等のための補助金の拡充・強化**

中央教育審議会では次期学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の趣旨をどう実現するかが議論されているとのことですが、私立小学校は自由と人権及び個性を尊び、その内なる可能性を児童愛をもって引き出す方法を実践・探求し、多様性に富んだ社会を築いていく基礎的資質と心豊かな人間性を育成します。教職員のスキルアップのための補助の強化を要望します。

**５.　公的支援施策検討開始要望**

幼児教育無償化や「幼児教育振興法」制定への加速的な動きの一方、私立の義務教育対象児童生徒への国の公費支援施策が謂ば積み残されているのが現状です。公的支援施策の検討を開始してくださいますようにお願いいたします。

**【４】　平成２９年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望**

ニッポン一億総活躍プランや骨太方針２０１６においては、幼稚園及び認定こども園等の職員の処遇改善や、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進めることが明記されました。幼児教育の重要性を十分に踏まえた振興策の充実は、その重要性を信じて取り組んできた我々私立幼稚園の永遠の願いであり、速やかな具体化がのぞまれます。

国家戦略としての幼児教育の重要性に鑑みれば、幼児教育の無償化が近い将来実現されることを強く望んでおりますが、先ずは、幼児教育に対する公的支援において、保護者負担の軽減と公私・幼保間の公費負担格差の是正が図られるよう特段のご配慮をお願い申しあげます。

　平成29年度の私立幼稚園関係予算の具体的要望は、次のとおりです。

**Ⅰ．幼児教育の基盤整備・強化を目指して**

**（１）私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充等**

　教育は、一人ひとりの人間が生涯において自己実現を図る際の原動力を構築する役割を担うと共に、一人ひとりの人間力を高め、優れた社会の担い手を育む役割も果たしています。

　天然資源に乏しいわが国が今後も持続的に発展していくためには、教育とりわけ生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の更なる充実が必要不可欠です。「人づくりは、国づくり」「人づくりは、地域社会づくり」。幼児教育の基盤整備・強化は、国や地域社会の永続的発展の重要要素のひとつです。

　私立幼稚園がこの重要な使命を果たすためには、幼稚園教諭をはじめとする教職員の資質の向上をはかる必要があります。知識、技能そして愛情あふれる豊かな人間性は、経験を深め研修を積み重ねることから始まります。その為にも教職員が長期に勤務が続けられるための処遇の改善が必須です。子どもたちの健やかな育ちは、園の教職員が家庭としっかりスクラムを組んでこそ可能と考えます。このためには、子ども・子育て支援制度の拡充だけでなく、幼児教育の基盤強化のための経常費補助の一層の拡充と、特に、教員の処遇改善が必要であります。したがって、こうした取組を積極的に進める都道府県に対する支援の充実を強く要望いたします。

　また、ノーマライゼーション、インクルージョンの観点から、私立幼稚園教育においても特別支援教育の一層の充実方が要請されています。私学助成（特別支援教育経費）に係る交付要件の緩和や専門家による巡回指導、あるいは特別支援教育支援員の配置等を要望いたします。

**Ⅱ．子育ての支援充実をめざして**

**（１）幼稚園就園奨励費補助制度の拡充**

　幼稚園児の保護者は若年層世代であり、教育費の負担軽減制度は重要な子育ての支援策であり、少子化対策の役割も担っています。平成29年度予算においては、さらなる充実をしていただくよう要望いたします。

**（２）預かり保育や認定こども園等における子育ての支援の推進**

　価値観の多様化、生活様式の多様化、働き方の多様化に対応して、乳幼児を育てる世帯への子育ての支援や社会保障機能のあり方も多様性が求められています。幼稚園における預かり保育や認定こども園制度もこの要請に応えるものであります。これらの制度を推進するため支援施策の充実方を要望いたします。

**（３）ワークライフバランスの推進**

　「多様性」や「選択の自由」は、大人の都合のために確保されるものではなく、あくまでも子どもの最善の利益、子どもの基本的人権（幸福追求権、学習権、教育を受ける権利）を保障するために確保されるべきものです。

まさに「こどもがまんなか」の観点からすれば、子育ての支援を保育所や幼稚園等の施設に過度に依存する「施設万能主義」から脱却し、ワークライフバランスの推進による「家族で過ごす時間」、「地域で過ごす時間」の確保を図る施策の充実方を要望いたします。

**Ⅲ．安全・安心の確保をめざして**

**（１）私立幼稚園施設整備費補助制度の充実**

　多くの子どもや保護者、地域の人々が集う幼稚園の園舎や施設は安全・安心なものであるべきことは論を俟ちません。しかしながら、私立幼稚園は小規模施設が多く財政基盤も脆弱であることから、大規模地震対策等の安全対策に困難を感じている園が少なくありません。私立幼稚園の園舎耐震化の状況は、公立幼稚園や他の私立学校の学校種と比較して遅れをとっている状況です。

命を守る観点から、耐震補強、耐震改築など耐震化に係る必要な予算の確保、充実等を強く要望いたします。

また、安全・安心で環境に優しい再生可能エネルギーの基盤整備の観点から、園舎への太陽光発電システム等の導入・推進に対する支援を要望いたします。

**（２）被災した子どもや家族の心のケアの担い手育成に対する支援**

　被災した子どもや家族は心のケアを必要としていますが、寄り添うべきカウンセラーが不足しています。幼児教育、私学教育の現場を担う教員（OBを含む）の研修機会の確保や心のケアの担い手育成のあり方の研究に関する取り組みについてご支援いただきますよう要望いたします。

**Ⅳ．個人立・宗教法人立等の幼稚園に対する特別補助制度の創設をめざして**

　個人立・宗教法人立等の私立幼稚園に対しても、子育ての支援を推進するための預かり保育や地域の子育てセンター的な役割に関する経費について、学校法人立幼稚園の制度に準じた補助を要望いたします。特別支援教育や耐震補強等の安全・安心の確保に関する補助制度につきましても、同様のご配慮を要望いたします。

**【５】　日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望**

**（要望の趣旨）**

わが国の学校教育において、「私立学校」で学ぶ学生生徒等は極めて多く、個性豊かで多様性のある教育を通じて未来を担う人材を育成するなど、その果たすべき役割は重要です。さらなる少子化により現下の私学の経営・教育環境が厳しくなる中、私学振興のために私学事業団が行う各事業の一層の充実のため、所要の予算措置等の拡充を要望いたします。

**（要望の内容）**

１．私立学校施設の耐震化は、国公立学校に比べ依然として大きく遅れており、また、本年４月に発生した平成２８年熊本地震における未耐震化施設の被災状況からも、私立学校施設の耐震化は喫緊の課題となっております。このため、耐震化をさらに促進するとともに、私立学校に対する従前の貸付事業及び私立学校教職員の研修事業に対する助成の充実などの事業目標達成のため、所要の財政融資資金の確保に加え、平成２８年度に措置された私立学校施設の耐震化事業に対する利子助成制度（最大２０年間）の継続・拡充が図られますよう要望いたします。

また、老朽化が進む私立大学附属病院の建替え事業を促進するため、同事業を対象とする従前の利子助成制度（最大１０年間）についても継続が図られますよう要望いたします。

２. 東日本大震災に加え、新たに発生した平成２８年熊本地震により被災した私立学校の復旧に向け、災害復旧支援融資が実施されておりますが、両震災が大規模災害であったことから、その復旧には長い年月を要することが懸念されております。このため、この災害復旧支援融資制度についての継続が図られますよう要望いたします。

３. 私立学校を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、私学事業団が実施する経営支援・情報提供事業は極めて重要です。特に、「経営相談」の充実や、「大学ポートレート」においては、公表内容の拡充、教育情報の分析結果の提供が求められるところであり、また、改正後の学校法人会計基準への様々な対応も必要となることから、同事業へのより一層の支援を要望いたします。

４. 私学事業団の公的社会保険制度における役割の特質に配慮し、年金給付事業補助及び事務費補助並びに特定健康診査等補助に対する必要な予算額の確保、さらには都道府県補助金における地方交付税の措置が講ぜられますよう要望いたします。

**【６】　一般財団法人 私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望**

**（要望の趣旨・内容）**

　一般財団法人 私学研修福祉会は、私立学校教職員の資質向上を図るため、研修事業を実施しております。この研修事業は、日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）の私立学校の施設整備等への融資事業による貸付利息等から生じた「前年度利益金」を原資とした「助成金」によりまかなわれております。

　しかし、近年における少子化等の影響により、私立学校を取り巻く環境は厳しさを増しており、　　定員割れ等による経営困難校も増加しております。これによる私学事業団の貸付債権回収への影響、さらには東日本大震災や新たに発生した熊本地震の復旧支援融資及び私立学校施設の耐震化に対する長期低利融資の影響などによる収支の悪化が想定されることから、私学事業団の利益金の確保が不安定となることが予測されております。

　つきましては、私立学校教職員の資質向上が、私学振興の根幹を担う重要な役割を果たすことを十分にご理解いただき、是非、これを目的とする研修事業の充実・継続のための安定的な財政基盤の強化・支援（財源確保）方策が講ぜられるよう強く要望いたします。